

序 章 計画の改定に当たって

1 計画の目的と改定の必要性

(1) 計画の目的

本市の農業が「食」と「農」を取り巻く環境の変化に的確に対応し、本市に備わる豊かな農資源と地理的優位性を活かしながら持続的に営まれ、また、市民に安全・安心で高品質な農産物を安定的に供給できる価値の高い産業として発展できるよう、総合的に施策を推進するために「宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を策定しています。

(2) 改定の必要性

第2次宇都宮市食料・農業・農村基本計画の策定（2014年3月）から5年が経過する中で、本市では、認定農業者¹をはじめとする担い手の経営支援や新規就農者の確保などに取り組み、認定農業者が増加するなど一定の成果をあげてきました。

このような中、世界においては、人口増加に伴い食料需要の増加が見込まれるとともに、経済連携によるグローバル化が進展しています。一方、国内においては、人口減少による産地間競争が激化しているほか、長らく国の米政策の基本となっていた主食用米の生産数量目標の配分が廃止され、米を基幹作物とする本市農業への影響も懸念されています。また、農業者の高齢化や減少が急速に進行し、労働力不足が深刻化する中、国では、先進技術を活用した「スマート農業」等による効率化・省力化の取組が強化されているなど、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらには、本計画の上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」の策定（2018年3月）や、関連する計画として、国の「食料・農業・農村基本計画」の改定（2015年3月）や栃木県農政の基本指針である「とちぎ農業“進化”躍動プラン」の策定（2016年3月）なども行われています。

こうした動きの中で、本市農業が持続的に力強く発展していくためには、上位計画等との整合を図りつつ、国の計画見直し（2020年3月予定）における施策なども捉えながら、本市農業が抱える課題等に迅速かつ効果的に対応できる施策に総合的に取り組む必要があることから、計画の中間年度において、これまでの取組の評価を行うとともに、本市農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の食料・農業・農村を総合的に振興するため、10年後の将来像を見据え、今後5年間の指針として計画を改定するものです。

2 計画期間

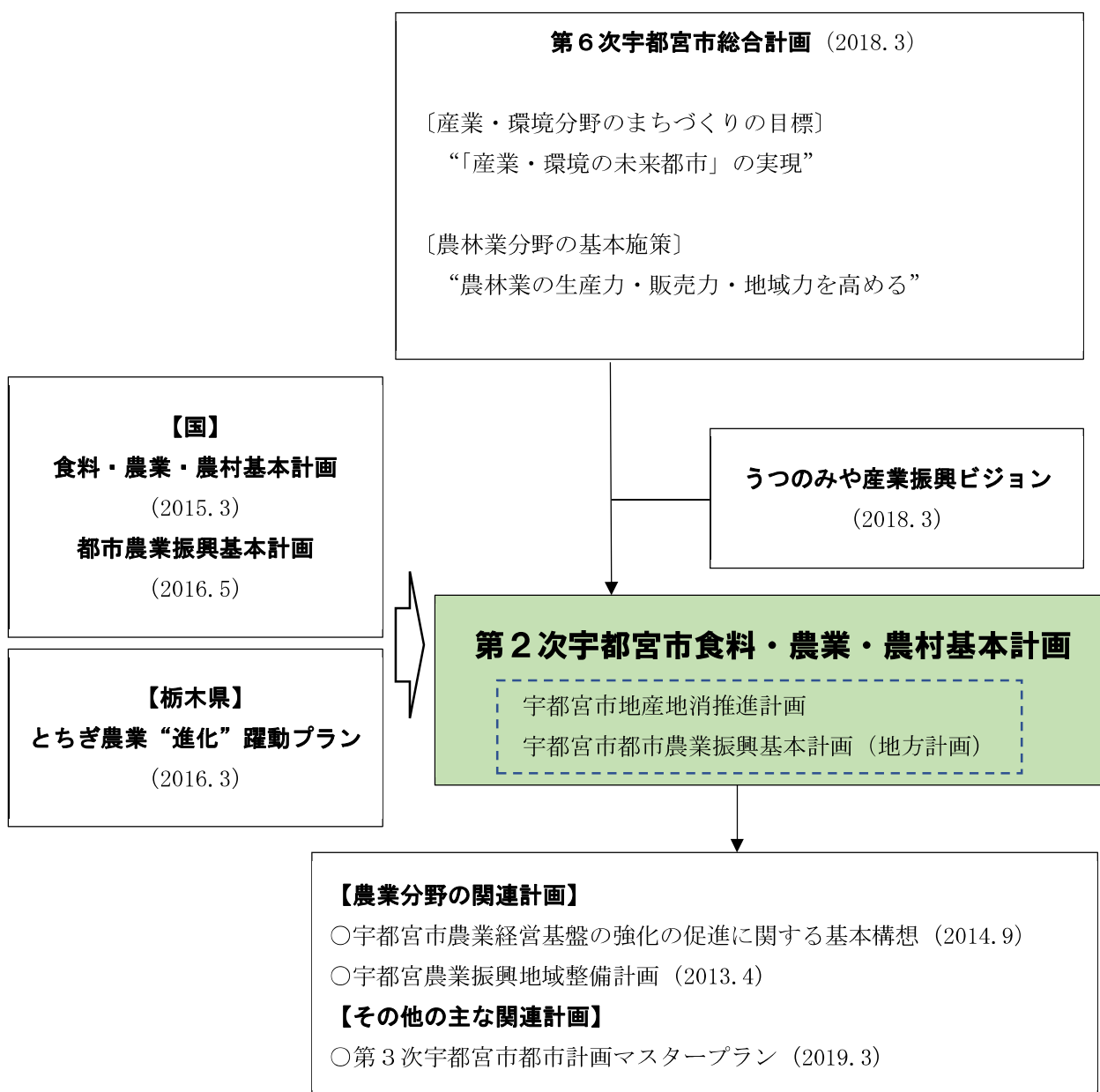
本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

¹ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、5年後の経営改善目標を記載した「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村が作成する基本構想に照らして市町村から認定を受けた農業者（法人を含む。）

3 計画の位置付け

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画「産業・環境の未来都市」の実現に向けた本市農業行政の指針となるものであり、「農業部門」の最も基本となる計画です。

また、食料・農業・農村基本法第8条に基づく計画であるとともに、今回の改定に合わせて、これまで別に策定していた「宇都宮市地産地消の推進に関する条例第18条」に基づく計画である「宇都宮市地産地消推進計画」と、国の「都市農業振興基本法第10条」に基づき、新たに策定した「宇都宮市都市農業振興基本計画」も本計画の一部に位置付けています。



第1章 農業を取り巻く環境の変化

1 世界の状況

(1) 世界の食料需要の拡大

世界の人口は、2014年の74億人から、2030年には86億人に、2050年には98億人へと増加するものと予測されています。人口の増加に伴い、食料の需要は増加し、人口が増加する地域の食料輸入量が増加すると予測されます。

(2) 経済連携協定によるグローバル化の進展

米国やオーストラリア等の参加12か国の経済連携協定であるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については米国が離脱しましたが、その後、包括的及び先進的なTPP（TPP11）として協議が進み、2018年12月、大筋合意から発効に至りました。

また、日本とEUの経済連携協定（EPA）も、2019年2月、発効に至りました。

今後、これらの経済連携協定に基づく関税の撤廃等により、国内市場における安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物の価格低下が懸念されます。

なお、本市の農業生産への影響については、両協定が発効された場合、農業産出額に及ぼす影響として、約8,000万円の損失が生じるものと試算しています。

【経済連携協定（TPP11、日EU・EPA）締結による本市農業産出額への影響（損失）】

品目	全国	栃木県	本市
小麦	約65億円	約0.6億円	約510万円
大麦	約4億円	約0.2億円	
牛肉	約399億円	約17.2億円	約4,990万円
豚肉	約248億円	約11.5億円	約2,420万円
牛乳・乳製品	約314億円	約2.8億円	約340万円
鶏卵	約8億円	約0.2億円	約50万円
合計	約1,038億円	約32.5億円	約8,310万円

（出典：県の試算に基づく本市の推計）

(3) 持続可能な農業への要請の高まり

2015年の国連サミットで採択されたSDGs²により、国内においても、地球環境に配慮した持続可能な農業生産への要請が高まることが予測されます。

² Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）：地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから成る2030年までの国際目標

2 国内の状況

(1) 機会

① 全国的な新規就農の拡大

全国の新規就農者数は2013年の50,810人から、2016年には60,150人へと拡大の傾向にあります。特に45歳未満の若年新規就農者と、65歳以上の定年帰農者の就農が拡大しています。就農の形態としては、雇用就農が拡大しています。

一方、国内の好景気により、他産業による学卒者の正規雇用や、人材確保のための離職防止に力を入れる企業や定年を延長する企業が増えたことで、今後、新規就農者数が伸び悩む懸念があります。

② 技術革新の進展

ロボット技術やICT等の先進技術の研究開発が進み、省力化や高品質生産等を可能にする「スマート農業」が急速に進展しつつあります。

③ 農業・農村の価値の再認識

農村の資源や魅力を活かした地域活動やグリーン・ツーリズム等が各地で展開され、都市住民の農泊や都市部と農村を行き交うライフスタイルの広がりなどの田園回帰の動きが広がりつつあります。

④ ユニバーサル農業³における農福連携の推進

国において、福祉農園の開設・充実や、障がい者の働きやすい環境づくりに向けた支援制度が創設されるとともに、県においては、農業と福祉のマッチングを行う「とちぎセルプセンター」を核として、農業者と障がい者福祉施設双方の意向を集約し、適切な連携先を紹介するマッチングに取り組んでおり、今後、農繁期等における働き手として障がい者の活躍が期待されます。

³年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、誰もが参加したり実践できる「農」の取組

(2) 脅威**① 食料自給率の低迷**

日本の食料自給率は、カロリーベース⁴で38%（2017年度）となっており、先進国の中で最低の水準となっています。

② 労働力の減少・不足

人口減少等の影響により、有効求人倍率が2012年の0.8倍から2017年の1.5倍と5年間で大幅に上昇し、様々な産業で就業者の不足が深刻化しています。中でも農業は、労働力の需要が一時期に集中するため、他の産業に比べて人手の確保が難しく、労働力の不足が深刻な状況です。

③ 産地間競争の激化

人口の減少や高齢化により、国内における食料の消費が縮小傾向にあるとともに、市場でのシェア拡大に向けた産地間の競合は激化しつつあります。

④ 米の消費の減少・需要の変化

米の1人当たりの年間消費量は、1962年以降、ほぼ一貫して減少しており、2017年には、ピーク時の半分以下の約5.4kgとなっています。国の推計値では、人口減少局面に入ったことを踏まえ、2019年産の需要見通しは、2018年産と比較すると、9万t～17万t減少することが見込まれており、米以外の作物への転換や、一般家庭用と業務用それぞれの需要に応じた米づくりへの転換が求められています。

⑤ 青果物流通の卸売市場経由率の低下

青果物の大半が流通する卸売市場は、取扱量が長期にわたって減少傾向にあり、青果物流通全体のうち卸売市場経由が占める割合は、2010年の62.4%から、2015年には57.5%に低下し、市場外流通が拡大しています。

⑥ 食の外部化の進行

厚生労働省の国民健康・栄養調査によると、2007年と2017年を比較すると、単身世帯や共働き世帯の増加等を背景に、朝食・昼食・夕食のいずれも外食と中食（調理済み食）を合わせた割合が3.7%～19.9%増加しており、食の外部化が進行しています。これに伴い、生鮮野菜の需要は家計消費が減少し、農林水産生産研究所の統計によると、加工・業務用が占める割合が2005年の55%から2015年には57%となり増加傾向にあり、全体の約6割となっています。

⑦ 国際水準GAP⁵取得の加速化

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」における食材調達基準としてGAPの認証取得が採用されました。これを契機とし、販路拡大や環境保全、労働安全の視点から、国際水準のGAPを取得する動きが全国的に加速化するものと予測されます。

⑧ 気候変動によるリスクの高まり

気候変動による温暖化や豪雨等の異常気象により、農業生産への影響が生じています。温暖化による穀物被害は過去30年間に世界で年間424億ドルにものぼり、国内でも、農産物の品質の低下や栽培適地の変化等が懸念されているほか、豪雨等により、農地や農業施設などへの被害が生じ、農業生産に長期的な影響を及ぼす状況も発生しています。

⁴ 食料消費が国内生産によってどのくらい賄えているかを示す指標である「食料自給率」を供給熱量で換算して算出したもの

⁵ Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）：農業において、食品安全・環境保全・労働安全等を持続的に確保するための生産工程管理の取組。これらの取組状況を記録簿や掲示物によって確認・表示しながら農業活動を改善することで、より良い農業経営を実現するもの

3 国・県の農業政策の方向性

(1) 「食料・農業・農村基本計画」の改定（2015年3月）

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を軸として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進する方向性が示されました。

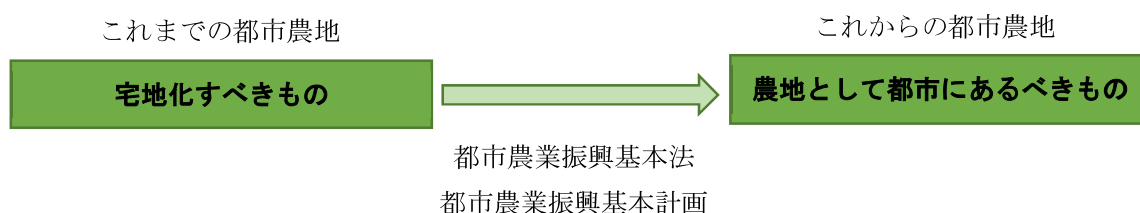
(2) 「とちぎ農業“進化”躍動プラン」の策定（2016年3月）

「成長産業として進化する農業・栃木」を基本目標に、「稼げる農業」の展開と「棲みよい農村環境」の整備に向け、園芸生産の拡大や農産物のブランド力強化と輸出促進、スマート農業の推進、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組が重点化されました。

(3) 都市農業振興基本法の制定（2015年4月）

「都市農業振興基本法」に基づき策定された国の「都市農業振興基本計画」（2016年5月）において、市街化区域内の農地は、それまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが変わりました。今後、都市農業が持つ多様な機能の発揮に向けた様々な施策が展開される方向にあります。

【都市農業基本法の方向性】



今後推進する施策（国の都市農業振興基本計画より）

- ◆ 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- ◆ 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- ◆ 税制上の措置
- ◆ 農産物の地元での消費の促進
- ◆ 農林業を体験できる環境の整備
- ◆ 学校教育における農作業の体験の機会の充実
- ◆ 国民の理解と関心の増進

(4) 農地集積に向けた環境整備の進展

2014年度から全国に農地中間管理機構が創設され、認定農業者等の担い手への農地集積が進展しています。また、これまで農地集積を阻害していた所有者が不明の農地について、農地中間管理機構が権利を取得できるようになる等の対策が進みつつあり、さらには、農地中間管理事業の見直しにより、地域の話し合いが活性化されて地域主体の農地の集積・集約化が加速化することが期待されます。

また、2016年度の農業委員会法の改正により、農地利用最適化推進委員が新設されたことで、地域の実情を踏まえた担い手への農地集積・集約化や荒廃農地の解消等が進むことが期待されます。

(5) 農地生産基盤の整備に向けた事業の展開

1949年に施行された土地改良法に基づき、生産性の向上のためのほ場整備が進められてきたところであり、1990年頃には大区画化の動き、近年では、ほ場整備済の水田再整備による大区画化の取組が強化されてきました。2017年度からは農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県により基盤整備を行うことが可能となったこと受け、今後、整備を行っていない農地や小区画の農地の再整備による大区画化の進展が期待されます。

(6) 輸出に向けた環境整備の進展

海外への農林水産物・食品の輸出については、国において1兆円規模に拡大する目標を掲げ、検疫・食品規制への対応や、品質や鮮度保持への対応等を目的とした施設整備が進みつつあります。また、海外へのプロモーション強化を目的とした戦略策定や体制強化も進んでいます。